

民商事務所のお盆休みは13日(木)~16日(日)
何かありましたら役員までご連絡ください。

事業継続のために 持続化給付金を 利用しましょう！

申請に必要な書類は

- ①2019年の確定申告書控
- ②2020年の月別売上がわかる書類
- ③本人確認書類（免許証など）
- ④通帳
- *⑤青色申告のみ決算書

民商事務所では申請サポートを行っております。

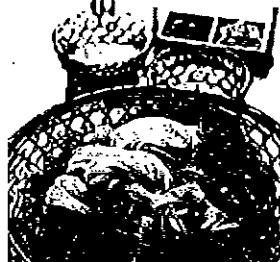
希望する方は事前予約をお願いします。

8月20日(木)午後6時より

8月21日(金)午後6時より 各回3名

加茂市の給付金を受給した後に、国の持続化給付金を受給した場合は、加茂市に給付金を返還してもらうことになります。
問い合わせ先は加茂市の商工観光課です。
必要書類等の①~③は加茂市ホームページにあります。民商事務所でも用意しています。利用を検討してみませんか？

小豆島の手延べやうめん販売中！
今年は梅雨避けが遅かったせいで
畠さまの気持ちがまだやうめんに向いてないかも！?
例年どおり1.5kg入りを税込2,000円にて販売しております。



☆事務局員募集☆

勤務／9時~17時 ※定時後の会議への出席、休日出勤、残業あり

休日／産業カレンダー

待遇／社保完備、各種手当あり、月給制、試用期間あり3ヶ月(145,000円)

その他／毎週の新聞配達にクルマ持ち出しできる方

エクセル、ワードなど文字入力や簡単な関数使える方

☆パート従業員同時募集☆

勤務／月曜~金曜・9時~15時

待遇／時給900円 社保完備、各種手当あり

その他／主に労働保険事務を担当してもらいます

応募には履歴書と職務経歴書を郵送してください。

後日、こちらから面接日を連絡します。

担当／カワチ e-mail:s-minsyo@amber.plala.or.jp

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している事業者に、加茂市が減収分を支給します。
対象は、今年1月から7月の売上で、昨年と比較して30%以上50%未満減少している事業者。青色申告は月ごとの比較、白色申告は昨年の月平均との比較で考えます。

支給額の計算は国の中継化給付金と同じです。減収した月の売上を12倍し、昨年1年間の売上から引いた差額。上限は50万円(千円未満切り捨て)。
申請は、必要書類等を揃えて市役所窓口に行くか、または郵送でも受け付けることです。

◆必要書類等

- ①加茂市事業継続給付金支給申請書件実績報告書
- ②対象月の事業収入額算出表
- ③加茂市事業継続給付金申請に関する誓約書
- ④昨年の確定申告書類の写し
- ⑤今年1月から7月までの事業収入がわかる帳簿などの写し
- ⑥振込先口座の預金通帳の写し

三条民商

三条民主工商会
三条市興野2-16-29
TEL32-2710
FAX32-2718
2020年8月10日
2430回

今月の法律相談

とき...8月25日(火)午後2時
ところ...三条民商事務所

工藤和雄 顧問弁護士による法律相談を行います。
希望される方は民商事務所までご連絡ください。

記帳会の紹介
とき...8月22日(土)9時半
ところ...三条民商事務所
顧問税理士の坂井建一さんが来られます。
仕事や納税について聞きたいことはありませんか?

電話応対あり。
お茶出しあり。
更衣室なし。トイレは和式水洗です。